令和5年度

# 阿南市民間提案制度募集要項

Anan City

阿　南　市

# 目次

１　趣旨……1
２　阿南市民間提案制度の概要……1
３　事業の概要……1
４　事業のスケジュール……4
５　提案の募集・要件……5
６　提案内容の審査及び交渉権者の選定……10
７　協定の締結・詳細協議……12
８　契約の締結……12
９　事業の実施……12
１０　その他……13

## １　趣旨

本要項は、阿南市民間提案制度運用指針（以下「運用指針」という。）に基づき、本市の保有する公共施設等の有効活用に関して、民間事業者からの提案を受け付け、事業化に向けて検討する「阿南市民間提案制度」の事業者募集について必要な事項を定めるものです。

## ２　阿南市民間提案制度の概要

阿南市民間提案制度は、民間事業者からアイデアやノウハウを生かした効果的な提案を求め、市民サービスの向上や業務の効率化、地域経済の活性化、財政負担の軽減、地域課題の解決など、本市の自治体経営に資する提案を審査・選定し、提案者との協議を経て事業化を図るもので、本市が募集するテーマ等に関する内容であれば、民間事業者の考える独自のアイデアやビジネスモデルを事業者主導で企画し提案することができます。

また、事務局や施設所管課と企画や提案書について事前相談等を行うことにより、公民双方の需要にあった内容に最適化することも可能です。

さらに、民間事業者からいただいた提案内容については、知的財産として捉えその情報を保護するとともに、本市との協議を経て事業化が決定した場合は、提案者との随意契約を前提としています。

ただし、事業化を決定した場合であっても、予算案件等、議会の議決又は承認が必要なものについては、可決又は承認が得られない場合、事業は実施されません。

## ３　事業の概要

### ⑴　事業名称

阿南市民間提案制度

### ⑵　事業の手続き

本制度の事業の手続きの流れは、①募集要項の公表、②現地見学及び事前相談（質問）の受付・実施、③提出書類の受付及び書類審査、④書類審査結果の通知、⑤提案審査、⑥提案審査結果の通知・公表、⑦協定の締結・詳細協議、⑧契約の締結、⑨事業の実施となり、それぞれの主な内容は以下のとおりとなります。

**① 募集要項の公表**

・募集要項を阿南市ホームページにて公表します。

**② 現地見学・事前相談（質問）の受付**

・提案を検討している事業者は、募集要項を確認のうえ、現地見学や事前相談（質問）を事務局に申し出ることができます。現地見学については、施設所管課と日程調整をさせていただきます。

**③ 提出書類の受付及び書類審査**

・事務局で提出書類の受付を行い、後日、参加資格を満たしているか、また、提案書類の内容が提案要件を満たしているか書類審査を行います。なお、参加資格及び提案内容の双方の要件を満たしていれば有効提案とします。

**④ 書類審査結果の通知**

・書類審査の結果、有効提案となった提案者に対し、提案審査の日程等について文書で通知します。また、有効提案とならなかった提案者に対しても、その理由等を含め文書にて通知します。なお、審査に対する異議の申し立ては受け付けません。

**⑤ 提案審査**

・書類審査において有効提案となった提案は、本市が設置する「阿南市民間提案制度審査委員会（以下「審査委員会」という。)」が、提出書類及び提案者によるプレゼンテーション、ヒアリングにより総合的に審査します。ただし、提案内容によってはプレゼンテーションを省略する場合があります。
・審査に当たっては、募集要項に記載の「募集する提案」に資すると期待できる提案を協議対象提案とし、提案した事業者を交渉権者として選定します。

**⑥ 提案審査結果の通知・公表**

・提案審査の結果、交渉権者として選定した提案者には、その旨文書で通知するとともに、市ホームページに公表します。

## ⑦ 協定の締結・詳細協議

・本市と交渉権者は、提案事業の実施に向け協定を締結します。
・協定の締結後は、事業実施に向けた諸条件、予算面、事業の開始時期、事業期間等について詳細内容の協議が調った段階で事業化の決定となります。
※なお、事業化を決定した場合であっても予算案件等、議会の議決又は承認が必要なものについて、可決又は承認が得られない場合、事業は実施されません。

## ⑧ 契約の締結

・詳細協議の結果、協議が成立（双方の合意）した場合は、本市と交渉権者が随意契約を締結します。
・市議会の議決が必要な事業については、市議会の議決後に契約を締結します。

## ⑨ 事業の実施

・交渉権者は契約者となり、提案事業を実施します。
・契約者は、事業の実施に当たり契約内容を信義誠実に履行します。

【募集要項の公表から事業実施までの流れ】

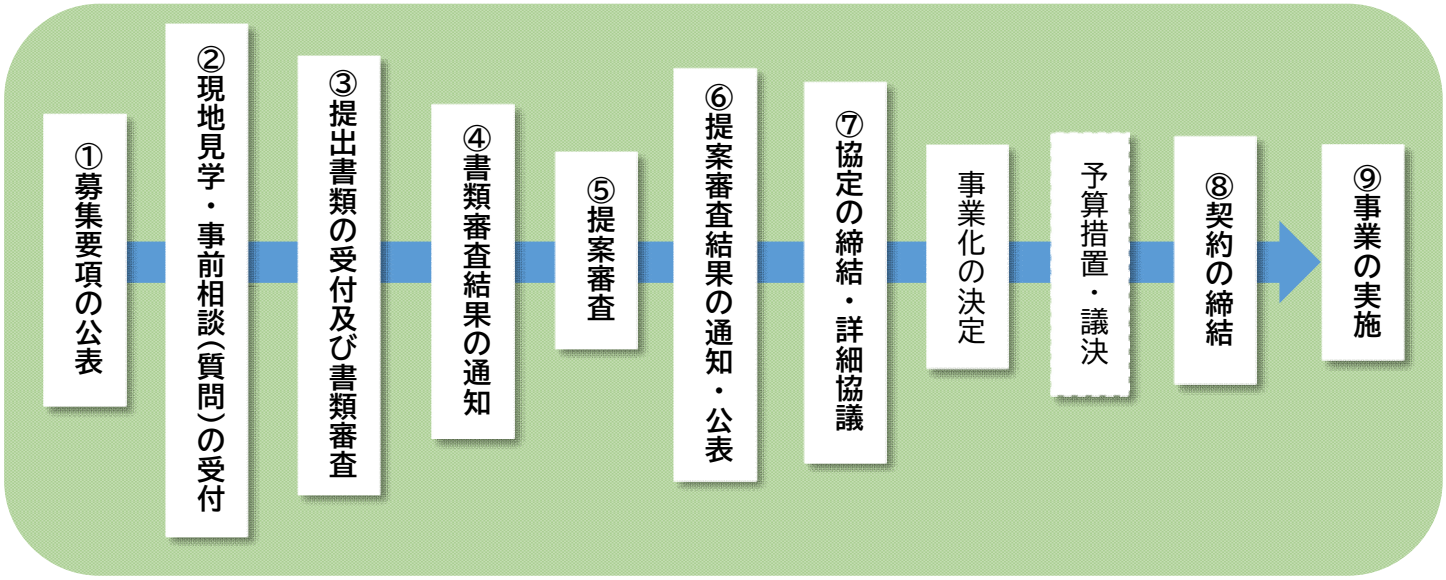

## ４　事業のスケジュール

提案の募集から事業実施は次の日程で行います。各項目における期間についてご確認の上、手続き等をおこなってください。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 募集要項の公表 | 令和５年４月２４日（月） |
| | 現地見学の受付 | 令和５年４月２５日（火）～ 令和５年７月２８日（金） |
| | 事前相談（質問）の受付 | 令和５年４月２５日（火）～ 令和５年７月２８日（金） |
| | 提案書類の受付 | 令和５年７月３１日（月）～ 令和５年８月１１日（金） |
| ② | 書類審査（資格審査） | 令和５年８月１４日（月）～ 令和５年８月１６日（水） |
| | 資格審査結果の通知 | 令和５年８月中旬（予定） |
| | 提案審査（ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ等） | 令和５年８月下旬（予定） |
| | 提案審査結果の通知・公表 | 令和５年９月上旬（予定） |
| ③ | 協定の締結 | 審査結果の通知後 |
| ④ | 契約の締結 | 詳細協議の完了・双方の合意後 |
| ⑤ | 事業の実施 | 契約の締結後 |

## 5　提案の募集・要件

⑴　募集する提案

令和５年度に募集する対象施設及び対象事業については、次のとおりです。

### ①公共施設の有効活用に関する提案

（ア）次のリストに掲載された施設及び資産についての有効活用、施設の魅力向上、地域課題の解決等が期待できる提案を募ります。

| | 対象施設及び資産 | 備考 |
|---|---|---|
| 1 | 阿南市役所庁舎 | 対象施設① |
| 2 | 科学センター | 対象施設② |
| 3 | 中林保育所 | 対象施設③ |
| 4 | 椿泊保育所 | 対象施設④ |
| 5 | デイサービスセンター秋桜荘 | 対象施設⑤ |
| 6 | 牛岐城趾館 | 対象施設⑥ |
| 7 | 阿南駅前芝生広場 | 対象施設⑦ |
| 8 | 未利用の土地 | 対象資産①～⑧ |

（イ）次のリストに掲載された公園についての有効活用、公園の魅力向上等が期待できる提案を募ります。例えば、空きスペースの活用や Park－PFI など。

※物販や飲食等に関しては、市内に本店又は支店を有する事業者に限るものとしナショナルチェーンは出店できないものとします。

| | 対象となる公園 | 備考 |
|---|---|---|
| 1 | 阿南駅前児童公園 | 対象公園① |
| 2 | 牛岐城趾公園 | 対象公園② |
| 3 | 阿南西部公園 | 対象公園③ |
| 4 | 出島恐竜公園 | 対象公園④ |
| 5 | 東部自然公園 | 対象公園⑤ |
| 6 | 津乃峰地区防災公園 | 対象公園⑥ |

※施設等の概要は、「公募対象施設等基本情報シート」にてご確認ください。

## ②カーボンニュートラルに資する提案

公共施設等のエネルギー対策、省エネ対策、断熱化などカーボンニュートラルに向けた複合的な課題解決の提案を募ります。

※単に省エネ機器（空調機・LED 照明など）に更新をする提案は本事業の対象となりません。また、既に本市において提案内容と同様の導入検討に着手している施設等における提案については、本事業の対象外となる場合があります。

## ③広告及びネーミングライツに関する提案

公共施設等において、広告の掲載や広告付き物品の作成、施設のネーミングライツ（命名権）に関するものなどの提案を募ります。ネーミングライツは対象外となる施設がありますので不明な場合は事務局までお問い合わせください。

### ⑵　提案内容の要件

本事業の対象となる提案内容は、次の要件のいずれかに該当する必要があるものとします。なお、本市の新たな財政負担又は維持管理経費の増加を伴わないものを原則としますが、提案事業を実施した結果、本市に大きな財政効果や政策実現が見込まれる事業については、この限りではありません。

ア　市民や施設利用者の満足度の向上につながるもの
イ　本市の公共サービスの提供・運営方法等に関することで、民間活力導入により大幅にサービスが向上するもの
ウ　財政負担の軽減に資するもの
エ　公共施設マネジメントに貢献するもの
オ　地域経済の活性化を図るもの
カ　地域課題の早期解決に資するもの

### ⑶　対象外となる提案

本制度は、民間事業者の自由な発想による創意工夫を活かした提案を求めるものであり、次のいずれかに該当する提案は、対象外とします。

ア　単に事業（施設）を廃止しようとする提案
イ　本市が既に PPP 導入済の事業で、単に事業実施者になろうとする提案。
ウ　既存の指定管理や委託業務等について、価格についての優位性のみをもって受託者になろうとする提案
エ　民間事業者が実施することが適当でない事業（公的機関が実施することが法令等により義務付けられている事業等）を含む提案

### ⑷　現地見学の受付

現地見学を希望される場合は、現地見学申込書（様式第５号）を電子メールにて提出してください。なお、現地見学に関する日時等は施設管理者と協議の上、決定することとします。

### ⑸　事前相談（質問）の受付

提案に関する事前相談を受け付けます。なお、事前相談は必ず阿南市企画部行革デジタル戦略課公共施設マネジメント係（事務局）あてに申し出てください。

また、本要項の記載内容に関することや提案内容の検討に関する質問がある場合

は、質問書（様式第６号）を文書又は電子メールで提出してください。回答は適宜、市ホームページにて公開いたします。当該回答は、本募集要項と一体のものとして同等の効力をもつものとして扱います。ただし、提案内容に関する個別具体的な質問については個別に質問者に回答を行い、ホームページには公開いたしません。

⑹　提出書類の種類

民間提案制度により提案を行う者(以下「提案者」といいます。）は提出する書類及び提出部数は次のとおりです。各様式については阿南市ホームページからダウンロードすることもできます。

| 名称 | 内容 | 様式番号 | 部数 |
|---|---|---|---|
| 提案書 | 所定の様式に提案者及び提案内容をご記入ください。 | 様式第１号 | １部 |
| 提案概要書 | 所定の様式に提案概要や特徴等をご記入ください。 | 様式第２号 | １部 |
| 誓約書 | 所定の様式に内容を記入ください。 | 様式第３号 | １部 |
| グループ企業等報告書 | 所定の様式に内容を記入ください。 | 様式第４号 | １部 |
| 印鑑証明書 | 交付から３か月以内のもの ※ | ― | １部 |
| 履歴事項全部証明書 | 交付から３か月以内のもの（写し可）※ | ― | １部 |
| 国税及び地方税の納税証明書 | 最新のもので、国税及び市町村税に関するもの（写し可）※ | ― | １部 |
| 決算関係書類 | 直近１年間の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等） | ― | １部 |
| グループ協定書 | グループで提案する場合の、構成員や責任の範囲等を定めたもの。 | 任意様式 | １部 |

※提案時に本市の入札参加資格・有資格者名簿（工事・コンサル・物品購入等）に登録されている事業者については提出を省略できるものとします。

⑺　提出書類の受付

ア　提案者は、（６）の提出書類を作成し、受付期間中に事務局まで提出してください。

イ　提出方法は、持参または郵送とします。持参の場合、提出時間は市役所開庁日（平日）の午前８時３０分から午後５時１５分までとし、土、日、祝祭日は受付できません。（郵送の場合は、提出書類の受付最終日の消印有効とします。）

ウ　提出書類の提出先（事務局）

〒774-8501　徳島県阿南市富岡町トノ町１２番地３
阿南市　企画部　行革デジタル戦略課　公共施設マネジメント係
電　話：０８８４（２４）２０８４
ﾌｧｸｼﾐﾘ：０８８４（２２）６７７２
E-mail：densan@anan.i-tokushima.jp

⑻　参加要件

ア　提案者は、提案内容を実行できる意思と能力（ノウハウ、資金等）を有する法人（営利法人、非営利法人等）又は個人事業主とします。

イ　提案者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体）とし、グループで応募する場合は、参加表明時に構成員及び各々の役割分担を明示してください。

ウ　提案者は、本市及び指定管理者等との協議、調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。

⑼　資格要件

次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者

イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく手続開始の申立てをしている者

ウ　阿南市暴力団排除条例（平成２４年阿南市条例第７号）第２条第３号に規定す

る暴力団員等に該当する者

エ　阿南市建設工事に係る指名停止等の措置を受けている者

オ　国税・地方税の滞納をしている者

カ　政治活動又は宗教活動を主たる目的としている者

⑽　収支見通し

提案に当たっては、提案事業に関する収支見通しを示してください。

⑾　提案事業の実施期間

提案事業の実施期間は、提案内容を踏まえ、本市との協議を経て決定します。

⑿　留意事項

ア　提案に当たっては、他者が保有する特許権や著作権等を侵害するものではないことを保証した上で提案してください。

イ　提案者が市外の事業者である場合は、原則として、市内事業者との連携や活用に関する可能性又は事業実施後の経済効果等に関する考え方を示してください。

## ６　提案内容の審査及び交渉権者の選定

⑴　資格審査

提案者から提出された資格審査書類について、参加資格を満たしているか、また、提案書類の内容が提案要件を満たしているか事務局において書類審査を行います。審査の結果、双方の要件を満たしていることが確認された提案を有効提案とします。

資格審査の結果については、有効提案となった提案者に対しては、今後の提案審査の日程等も含め文書にて通知します。また、有効提案とならなかった提案者に対しても、その理由等含め文書にて通知します。なお、審査に対する異議の申し立ては受け付けません。

⑵　提案審査

資格審査において有効提案とされた提案について、本市が設置する審査委員会が、提出書類及び提案者によるプレゼンテーション、ヒアリングにより、総合的に審査します。ただし、内容によってはプレゼンテーションを省略する場合があります。

提案審査の結果は、提案者に対して文書で通知します。また、採用（協議対象提

案）となった案件については、「案件名・提案事業者名・提案概要」を公表します。
　また、不採用となった（協議対象とならなかった）提案については、「案件名」のみ公表し、「提案事業者名・提案概要」は公表しません。なお、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けません。

### ⑶　提案審査の方法

ア　プレゼンテーションの際に審査委員に配付する資料は、原則として事前に提出した提案書及び提案概要書とし、それ以外の資料を使用する場合は、事前に事務局にご相談いただく必要があります。
イ　プレゼンテーションは、審査委員会において、事前に提出した提案書及び提案概要書を基に提案者自らがプレゼンテーション（説明）を行います。
ウ　プレゼンテーションは、提案者・案件毎に個別で行います。
エ　プレゼンテーション実施者は、同席者含め最大５名までとします。
オ　提案審査の目安時間は、プレゼンテーション３０分程度、ヒアリング１５分程度とします。
カ　審査は非公開で行います。

### ⑷　提案審査のポイント

提案審査は、次の項目・視点等をふまえ、提案の案件毎に行うこととします。

| 項　目 | 視　点 |
|---|---|
| 独自性 | 独自の発想や工夫に基づく付加価値（知的財産）があり、随意契約が可能な提案であるか。 |
| 公益性 | 単に収益だけを求めるのではなく、公共的・公益性な視点を有した提案であるか。 |
| 財政負担への配慮 | 行政側の業務（職員負担）も含め、市のトータルコストの縮減（または歳入の増加）となるか。 |
| 実現性・継続性 | 事業化の実現性が高い提案内容であるか。収支計画に無理がなく、継続性が高い提案内容となっているか。 |
| その他 | 地域経済の活性化や地域課題の解決等の配慮は考えられているか。 |

## 7　協定の締結・詳細協議

⑴　協定の締結

交渉権者と本市は、提案内容の事業化に向けた詳細協議を行うに当たり、双方の義務等を定める協定書を締結します。

⑵　詳細協議に係る留意事項

ア　協議に係る費用は交渉権者の負担とします。

イ　協議の結果、双方が合意に至らなかった場合は、協定を解除します。その場合、交渉権者が協議に要した費用やリスク等について、本市は責任を負いません。

ウ　事業概要や協議の経過等については、必要に応じ、市議会等へ報告することがあります。ただし、交渉権者の独自のノウハウに関することなど、交渉権者が知的財産と認める情報については公表しません。

## 8　契約の締結

本市と交渉権者は、詳細協議により協議が成立（双方が合意）した場合は、交渉権者を契約事業者とし、提案事業の実施に係る随意契約を締結します。

※本制度は解除条件付きの制度であり、協議が成立した場合においても、予算案件等が議会で承認されない等の理由により、提案事業が実施できなくなった場合、本件は事業化されません。

## 9　事業の実施

本市との契約を締結した交渉権者は、事業者として提案事業を実施します。その際、契約内容を信義誠実に履行する必要があります。

## １０　その他

⑴　モニタリングの実施について

提案を事業化した後、事務局が実施するモニタリング調査について、事業者は協力する必要があります。

⑵　各種様式

民間提案制度における各種様式は、阿南市公式ホームページからダウンロードすることができます。また、民間提案制度に関する各種資料（阿南市民間提案制度運用指針など）についても、阿南市公式ホームページから閲覧することができます。

⑶　その他

この要項に定めることのほか、民間提案制度に関し必要な事項は、別途定めます。

令和５年度阿南市民間提案制度募集要項
阿南市 企画部 行革デジタル戦略課 公共施設マネジメント係
〒７７４－８５０１
徳島県阿南市富岡町トノ町１２番地３
☎:０８８４－２４－８０２４
Fax:０８８４－２２－６７７２
E-mail:densan@anan.i-tokushima.jp